宮城県警察組織規程

昭和38年３月26日
宮城県警察本部訓令第２号

宮城県警察組織規程を次のように定める。

宮城県警察組織規程

（目的）

第１条　この訓令は、宮城県警察の組織に関する細目的な事項を定めることを目的とする。

（警察本部の内部組織）

第２条　宮城県警察本部（以下「警察本部」という。）の部に置かれた課等（この条において科学捜査研究所を除く。）に置く係並びに科学捜査研究所及び宮城県警察学校（以下「学校」という。）に置く科及び係の名称は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第２号。以下「組織規則」という。）第３条第４項に規定する組織に係を置き、その名称は、別表第１の２のとおりとする。

３　組織規則第３条第５項に規定する分駐隊に係を置き、その名称は、別表第１の３のとおりとする。

（市警察部の内部組織）

第２条の２　宮城県警察仙台市警察部（以下「市警察部」という。）の課に置く係の名称は、別表第１の４のとおりとする。

（警察署の内部組織）

第３条　警察署に課を置き、その名称は、別表第２のとおりとする。

２　警察署に置く課の所掌事務は、別表第３のとおりとする。

３　警察署に置く課に係を置き、その名称は、別表第２のとおりとする。

４　警察署長（以下「署長」という。）は、警務部長の承認を得て係の分掌事務を定めるものとする。

（交番等の設置、廃合等の上申）

第４条　署長は、交番及び駐在所の設置、廃合若しくは移転又は名称、位置若しくは受持区域を変更する必要が生じたときは、次の事項を記載して、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。ただし、名称の変更に関する上申のときは、その理由だけで足りる。

(1)　名称、位置及び受持区域
(2)　理由
(3)　面積、人口、戸数及び犯罪発生数
(4)　土地及び建物の坪数及び所有権者
(5)　所要経費及び予算措置
(6)　当該区域の略図
(7)　関係住民の意向
(8)　その他参考事項

（臨時交番その他の派出所の設置等）

第４条の２　署長は、臨時に必要があるときは、警察署の下部機構に関する規則（昭和２９年宮城県公安委員会規則第４号）第２条第２項に規定する臨時交番その他の派出所を設けることができる。

２　署長は、前項の臨時交番その他の派出所を設置する場合は、設置する位置、期間、配置人員、勤務方法等を、これを廃止したときは、その旨及び設置中の取扱事項を、速やかに本部長に報告しなければならない。

（部付）

第５条　警察本部の部に部付を置くことができる。

２　部付は、組織規則第17条第１項の表の部長（以下「部長」という。）の命を受け、部の特定の事務を整理し、部長を補佐する。

３　部付は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもって充てる。

（課付等）

第６条　警察本部の部に置かれた課等及び市警察部に置かれた課（以下「課等」という。）に課付、隊付又は所付（以下この条において「課付等」という。）を置くことができる。

２　課付等は、上司の命を受け、課等の特定の事務を整理し、上司を補佐する。

３　課付等は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもつて充てる。

（署付）

第７条　警察署に署付を置くことができる。

２　署付は、署長の命を受け、警察署の特定事務を整理し、署長を補佐する。

３　署付は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもつて充てる。

（職員の配置）

第８条　警察本部、市警察部及び警察署の内部組織に置く職への職員の配置は、次の各号により行う。

(1)　警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもつて充てる職については、警察本部長（以下「本部長」という。）が命ずる。

(2)　警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもつて充てる職については、課等の長若しくは宮城県警察学校長又は署長（以下「所属長」と総称する。）が命ずる。ただし、本部長が特に指定した職への職員の配置については、当該指定に基づき所属長が命ずる。

２　所属長は、前項第２号の配置を行つたときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

（連絡協調）

第９条　署長は、警察協同の目的を達成するため、常に隣接警察署長と緊密な連絡を保ち、互いに協力しなければならない。

（応援派遣要請等）

第10条　署長は、警備実施、犯罪捜査その他に関し所属職員をもつて要員を満たすことが

できないと認めるときは、応援派遣を本部長に上申することができる。ただし、緊急を要しその暇がないときは、隣接警察署長に対し応援派遣を求めることができる。この場合においては、直ちにその旨本部長に報告しなければならない。

２　前項ただし書の要求を受けた署長は、支障のない限り速やかに応援派遣をするとともに、その旨本部長に報告しなければならない。

（警察署等の門標）

第11条　警察署には、別表第４の門標を掲げなければならない。

２　交番その他の派出所及び駐在所には、別表第４の門標を掲げるものとする。

３　交番その他の派出所又は駐在所に、前項の規定による門標を掲げない場合又は別表第４に定める様式及び規格によらない門標を掲げようとする場合は、あらかじめ本部長の承認を得なければならない。

附　則

１　この訓令は、昭和38年４月１日から施行する。

２　道路交通法施行細則（昭和35年宮城県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（昭和39年４月21日本部訓令第２号）

１　この訓令は、公布の日から施行し、昭和39年４月１日から適用する。

２　宮城県警察組織規則の施行に伴う経過措置に関する訓令（昭和37年本部訓令第３号）は、廃止する。

３　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（以下「規則」という。）施行の際、宮城県警察本部警備部交通第一課、同第二課及び仙台北警察署特別捜査班に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ規則に基づく当該組織に置かれる職の職員となるものとする。

附　則（昭和41年12月20日本部訓令第７号）

この訓令は、昭和41年12月20日から施行し、昭和41年４月１日から適用する。

附　則（昭和43年３月26日本部訓令第２号）

この訓令は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和43年12月17日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年12月３日から適用する。

附　則（昭和44年３月28日本部訓令第６号）

１　この訓令は、昭和44年４月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和44年宮城県公安委員会規則第１号）施行の際、宮城県警察本部総務室総務課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、総務室秘書課に置かれる職の職員となるものとする。

附　則（昭和44年７月29日本部訓令第14号）

１　この訓令は、昭和44年８月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和44年宮城県公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）施行の際、宮城県警察本部警務部厚生官に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警務部厚生課に置かれる職の職員となるものとす

る。

附　則（昭和45年３月13日本部訓令第１号）

１　この訓令は、昭和45年３月15日から施行する。ただし別表第５、別表第６及び別表第７の改正規定は、昭和45年４月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和45年宮城県公安委員会規則第１号）施行の際、宮城県警察本部交通部交通総務課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、交通部交通企画課に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和45年９月16日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和45年９月16日から施行し、昭和45年８月20日から適用する。

附　則（昭和46年５月21日本部訓令第２号）

この訓令は、昭和46年５月21日から施行し、昭和46年３月５日から適用する。ただし、別表第５中警察官以外の職員の項及び合計の項並びに別表第７の改正規定については、昭和46年４月１日から適用する。

附　則（昭和46年５月28日本部訓令第３号）

この訓令は、昭和46年６月１日から施行する。

附　則（昭和46年６月23日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和46年６月23日から施行し、昭和46年３月５日から適用する。

附　則（昭和47年３月31日本部訓令第３号）

この訓令は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（昭和47年６月27日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和47年６月27日から施行し、昭和47年４月１日から適用する。

附　則（昭和47年９月22日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和47年４月25日から施行する。

附　則（昭和48年４月３日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和48年４月３日から施行し、昭和48年４月１日から適用する。

附　則（昭和48年８月21日本部訓令第10号）

１　この訓令は、昭和48年８月12日から施行し、昭和48年８月17日から適用する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和48年宮城県公安委員会規則第６号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部防犯少年課に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部保安室防犯少年課に、宮城県警察本部警備部外勤課（通信指令室及び自動車警ら隊は除く。）に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部保安室外勤課に、宮城県警察本部警備部外勤課通信指令室及び自動車警ら隊に置かれた職にある職員は、宮城県警察保安室通信指令課に置かれた職の職員となるものとし、宮城県警察運転業務員の職にある職員は宮城県警察技術員に任命されたものとする。

附　則（昭和48年11月６日本部訓令第17号）

１　この訓令は、昭和48年11月６日から施行し、昭和48年11月１日から適用する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和48年宮城県公安委員会規則第７号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察交通巡ら隊高速道路交通警察隊設置準備係に置かれた職にある職員は、宮城県警察高速道路交通警察隊に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和49年４月２日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和49年４月２日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年２月28日本部訓令第１号）

１　この訓令は、昭和50年３月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和50年宮城県公安委員会規則第１号）施行の際、宮城県警察本部警務部警務課広報第一係及び広報第二係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部総務室広報課に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和50年７月18日本部訓令第７号）

１　この訓令は、昭和50年８月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和50年規則第３号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部保安室防犯少年課、同生活保安課、同外勤課及び保安室通信指令課に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部保安部防犯少年課、同生活保安課、同外勤課及び保安部通信指令課に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和51年３月26日本部訓令第２号）

１　この訓令は、昭和51年４月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和51年規則第１号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部交通部交通巡ら隊に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部交通部交通機動隊に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和51年８月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和51年８月31日から施行し、昭和51年８月24日から適用する。

附　則（昭和52年３月25日本部訓令第２号）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和52年規則第１号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部調査統計課に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部刑事部刑事総務課に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和52年７月８日本部訓令第８号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年７月１日から適用する。

附　則（昭和53年３月24日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月20日本部訓令第３号）

１　この訓令は、昭和54年４月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和54年宮城県公安委員会規則第１号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部捜査第一課機動捜査隊に置かれた職にある職員は、宮城県警察機動捜査隊に、宮城県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場に置かれた職にある職員は宮城県警察運転免許試験場に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（昭和55年３月28日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年３月24日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年９月30日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年10月１日から施行する。

附　則（昭和57年３月26日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年３月11日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和58年３月12日から施行する。ただし、第９条別表第５の改正規定については、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年９月28日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和58年10月１日から施行する。

附　則（昭和59年３月19日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年３月19日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和60年３月28日から施行する。

附　則（昭和61年３月18日本部訓令第３号）

１　この訓令は、昭和61年３月22日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和61年宮城県公安員会規則第１号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部警務部監察課に置かれた職にある職員は、同部監察官室に、宮城県警察本部保安部防犯少年課の少年係以外に置かれた職にある職員は、同部防犯課に、防犯少年課少年係に置かれた職にある職員は同部少年課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（昭和62年３月17日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年３月25日本部訓令第３号）

この訓令は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年９月29日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和63年10月13日から施行する。

附　則（平成元年３月24日本部訓令第２号）

１　この訓令は、平成元年４月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成元年宮城県公安委員会規則第１号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部総務室秘書課に置かれた職にある職員は、同室総務課に、宮城県警察本部警務部情報管理課に置かれた職にある職員は、総務室情報管理課に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（平成２年３月27日本部訓令第２号）

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成２年10月２日本部訓令第11号）

この訓令は、平成２年10月４日から施行する。

附　則（平成２年10月20日本部訓令第13号）

この訓令は、平成２年11月１日から施行する。

附　則（平成３年３月22日本部訓令第５号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年６月25日本部訓令第12号）

この訓令は、平成３年７月１日から施行する。

附　則（平成３年８月29日本部訓令第14号）

この訓令は、平成３年９月１日から施行する。

附　則（平成３年11月５日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成３年11月１日から適用する。

附　則（平成４年３月23日本部訓令第８号）

１　この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第５の改正規定は、平成４年４月１日から施行する。

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成４年宮城県公安委員会規則第５号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部暴力団対策室に置かれた職にある職員は、同部暴力団対策課に置かれた職の職員となるものとする。

附　則（平成４年４月28日本部訓令第５号）

この訓令は、平成４年５月１日から施行する。

附　則（平成４年６月30日本部訓令第18号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成４年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成４年宮城県公安委員会規則第９号）施行の際現に宮城県警察本部保安部外勤課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同部地域課に置かれた職の職員となるものとする。

３　この訓令施行の際現に警察署の外勤課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の地域課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成４年12月18日本部訓令第31号）

この訓令は、平成５年１月１日から施行する。

附　則（平成５年３月19日本部訓令第６号）

この訓令は、平成５年３月25日から施行する。ただし、別表第５の改正規定は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年３月18日本部訓令第２号）

この訓令は、平成６年３月29日から施行する。

附　則（平成６年10月28日本部訓令第11号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成６年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成６年宮城県公安委員会規則第11号）施行の際現に次表の左欄に掲げる課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる課に置かれた職の職員になるものとする。

保安部防犯課	生活安全部生活安全企画課

保安部少年課	生活安全部少年課
保安部生活保安課	生活安全部生活保安課
保安部地域課	生活安全部地域課
保安部通信指令課	生活安全部通信指令課

３　この訓令施行の際現に警察署の防犯少年課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の生活安全課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成７年３月17日本部訓令第１号）

この訓令は、平成７年３月24日から施行する。

附　則（平成８年３月22日本部訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成８年４月１日から施行する。ただし、第６条を改正する規定は、平成８年３月28日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成８年宮城県公安委員会規則第２号）施行の際警務部留置管理室に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警務部留置管理課に置かれた職の職員になるものとみなす。

附　則（平成８年６月14日本部訓令第10号）

この訓令は、平成８年６月14日から施行する。

附　則（平成８年10月１日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年３月14日本部訓令第２号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成９年３月28日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際現に警察署の交通課交通事故係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の交通課交通事故捜査係に置かれた職になるものとみなす。

附　則（平成９年３月21日本部訓令第３号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月18日本部訓令第３号）

この訓令は、平成10年３月26日から施行する。ただし、第４条の２の次に一条を加える改正規定及びは別表第５の次に一表を加える改正規定は、平成10年３月24日から施行する。

附　則（平成11年３月４日本部訓令第２号）

この訓令は、平成11年３月11日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（警備課の項の次に加える部分に限る）及び別表第１の２の改正規定（警備課の項を削る部分に限る。）は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年５月31日本部訓令第８号）

この訓令は、平成11年６月１日から施行する。

附　則（平成11年９月21日本部訓令第10号）

この訓令は、平成11年10月１日から施行する。

附　則（平成12年１月７日本部訓令第１号）

この訓令は、平成12年１月14日から施行する。

附　則（平成12年３月10日本部訓令第４号）

この訓令は、平成12年３月13日から施行する。

附　則（平成12年３月17日本部訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成12年３月27日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成12年宮城県公安委員会規則第６号）施行の際現に次表の左欄に掲げる課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる課に置かれた職の職員になるものとする。

生活安全部地域課	生活安全部地域室地域課
生活安全部通信指令課	生活安全部地域室通信指令課

附　則（平成12年10月６日本部訓令第20号）

この訓令は、平成12年10月10日から施行する。

附　則（平成13年３月16日本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年３月26日から施行する。

附　則（平成13年７月16日本部訓令第17号）

この訓令は、平成13年７月16日から施行する。

附　則（平成13年８月23日本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年８月23日から施行する。

附　則（平成13年11月２日本部訓令第23号）

この訓令は、平成13年11月15日から施行する。

附　則（平成14年３月19日本部訓令第３号）

この訓令は、平成14年３月27日から施行する。

附　則（平成14年６月21日本部訓令第15号）

この訓令は、平成14年７月１日から施行する。

附　則（平成15年３月３日本部訓令第３号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成15年３月13日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際現に警務部警務課の宮城県警察犯罪被害者対策室被害者対策係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の宮城県警察犯罪被害者支援室被害者支援係に置かれた職の職員になるものとする。

３　この訓令施行の際現に仙台北警察署の警務課留置管理係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同署の留置管理課留置管理係に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成15年３月３日本部訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成15年３月17日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際現に交通部運転免許課の学科試験係、適性試験係、再試験係又は技能試験係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の試験係に置かれた職の職員になるものとする。

３　この訓令施行の際現に警察署の刑事第一課被害者支援係又は刑事課被害者支援係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の警務課被害者支援係に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成15年３月31日本部訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　加美郡中新田町、同郡小野田町及び同郡宮崎町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（平成15年宮城県条例第16号）施行の際現に中新田警察署に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、加美警察署に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成15年７月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年８月１日から施行する。

附　則（平成16年３月17日本部訓令第６号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成16年３月25日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際現に次表の左欄に掲げる生活安全部地域室地域課の係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる生活安全部地域室地域課の宮城県警察地域指導室の係に置かれた職の職員になるものとする。

企画係	企画監察係
地域教養係	地域指導係

附　則（平成16年３月23日本部訓令第８号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第５号）施行の際現に仙台市警察部の機動警ら隊に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、生活安全部地域室の機動警ら隊に置かれた職の職員になるものとする。

３　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第５号）施行の際現に次表の左欄に掲げる課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる課に置かれた職の職員になるものとする。

生活安全部銃器薬物対策課	刑事部組織犯罪対策室銃器薬物対策課
刑事部暴力団対策課	刑事部組織犯罪対策室暴力団対策課

4　この訓令施行の際現に次表の左欄に掲げる総務室会計課の宮城県警察会計調査室の係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる総務室会計課の宮城県警察監査室の係に置かれた職の職員になるものとする。

出納係	出納係
監査係	監査係

5　この訓令施行の際現に岩沼警察署仙台空港警備派出所の空港警備第一係、空港警備第二係及び空港警備第三係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同署仙台空港警備派出所の空港警備係に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成16年３月23日本部訓令第11号抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年６月25日本部訓令第19号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成16年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令施行の際現に生活安全部生活安全企画課の宮城県警察ハイテク犯罪対策室ハイテク犯罪対策係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の宮城県警察サイバー犯罪対策室サイバー犯罪対策係に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成17年３月18日本部訓令第２号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成17年３月28日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（外事課の項の部分に限る。）は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令施行の際現に警務部監察官室の訴訟係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同室の宮城県警察訴訟室訴訟係に置かれた職の職員になるものとする。

3　この訓令施行の際現に塩釜警察署及び石巻警察署の警務課留置管理係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、塩釜警察署及び石巻警察署の留置管理課留置管理係に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成17年10月21日本部訓令第20号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成17年11月１日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令施行の際現に刑事部刑事総務課の公判対応係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の宮城県警察公判対策室公判対策係に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成18年３月24日本部訓令第４号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成18年４月１日から施行する。ただし、第７条の改正規定、第８条を削り、第９条を第８条とし、第10条を第９条とし、第11条を第10条とする改正規定及び様式第７の改正規定は、平成18年３月27日から施行する。

（経過措置）

2　県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮城県条例第５号）施行の際現に次表の左欄に掲げる室に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる部に置かれた職の職員になるものとする。

総務室	総務部
生活安全部地域室	地域部

3　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成18年宮城県公安委員会規則第８号）施行の際現に次表の左欄に掲げる総務室の課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる総務部の課に置かれた職の職員になるものとする。

総務課	総務課
会計課	会計課
広報課	広報課
情報管理課	情報管理課
県民応接課	県民応接課

4　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則施行の際現に警務部監察官室に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、警務部監察課に置かれた職の職員になるものとする。

5　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則施行の際現に次表の左欄に掲げる生活安全部地域室の課等に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる地域部の課等に置かれた職の職員になるものとする。

地域課	地域課
通信指令課	通信指令課
機動警ら隊	機動警ら隊
鉄道警察隊	鉄道警察隊

6　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則施行の際現に次表の左欄に掲げる刑事部組織犯罪対策室の課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる刑事部組織犯罪対策局の課に置かれた職の職員になるものとする。

組織犯罪対策課	組織犯罪対策課
暴力団対策課	暴力団対策課
銃器薬物対策課	銃器薬物対策課

7　この訓令施行の際現に志津川警察署に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、南三陸警察署に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成18年９月29日本部訓令第14号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成18年10月３日から施行する。

（宮城県警察文書管理規程の一部改正）

2　宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第４号）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

附　則（平成19年３月２日本部訓令第２号）

この訓令は、平成19年３月15日から施行する。

附　則（平成19年３月20日本部訓令第４号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月18日本部訓令第２号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月17日本部訓令第３号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成21年宮城県公安委員会規則第２号）施行の際現に総務部広報課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部県民広報課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成22年３月17日本部訓令第４号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月４日本部訓令第７号）

この訓令は、平成23年３月17日から施行する。

附　則（平成23年４月28日本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年５月13日から施行する。

附　則（平成24年１月31日本部訓令第１号）

この訓令は、平成24年２月１日から施行する。

附　則（平成24年３月16日本部訓令第２号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月26日本部訓令第９号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成24年宮城県公安委員会規則第５号）施行の際現に総務部県民広報課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部広報相談課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成25年３月15日本部訓令第３号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成25年宮城県公安委員会規則第３号）施行の際現に総務部広報相談課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部広報広聴課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成26年３月14日本部訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成26年宮城県公安委員会規則第１号）施行の際現に警務部留置管理課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部留置管理課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成27年３月19日本部訓令第７号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年７月24日本部訓令第14号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成27年８月３日から施行する。

（宮城県警察文書管理規程の一部改正）

２　宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第４号）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

附　則（平成28年３月４日本部訓令第６号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年５月31日本部訓令第17号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成28年６月14日から施行する。

（宮城県警察文書管理規程の一部改正）

２　宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第４号）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

附　則（平成29年３月９日本部訓令第３号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成29年宮城県公安委員会規則第３号）の施行の際現に総務部県民相談課及び同部広報広聴課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、同部広報相談課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（平成30年３月８日本部訓令第９号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年２月22日本部訓令第２号）

この訓令は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86条）の施行の日から施行する。

附　則（平成31年３月４日本部訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

（宮城県警察文書管理規程の一部改正）

２　宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第４号）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

（宮城県警察の護送に関する訓令の一部改正）

３　宮城県警察の護送に関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

（宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

４　宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成22年宮城県警察本部訓令第６号）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

附　則（令和元年９月27日本部訓令第15号）

この訓令は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和２年３月６日本部訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

（宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

２　宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成22年宮城県警察本部訓令第６号

）の一部を次のように改正する。

［次のよう略］

附　則（令和３年３月５日本部訓令第１号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月３日本部訓令第９号）

この訓令は、令和３年９月６日から施行する。

附　則（令和３年10月29日本部訓令第10号）

この訓令は、令和３年11月１日から施行する。

附　則（令和４年３月４日本部訓令第２号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年10月28日本部訓令第13号）

この訓令は、令和４年11月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３日本部訓令第２号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（令和５年宮城県公安委員会規則第１号）の施行の際現に交通部運転教育課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、同部運転免許課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（令和５年５月30日本部訓令第15号）

この訓令は、令和５年５月31日から施行する。

附　則（令和６年３月７日本部訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（令和６年宮城県公安委員会規則第１号）の施行の際、別に配置を命ぜられない限り、刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課に置かれた職にある職員は同局組織犯罪対策第一課に、同局銃器薬物対策課に置かれた職にある職員は同局組織犯罪対策第二課に置かれた職の職員になるものとする。

附　則（令和７年１月７日本部訓令第１号）

この訓令は、令和７年１月14日から施行する。

別表第１（第２条関係）

所　　属	科　及　び　係　の　名　称
総　務　課	庶務係　企画係　文書管理係　情報公開係　議会連絡係
会　計　課	管理係　予算係　調度係　出納係
装備施設課	管理係　装備係　施設企画係　営繕係　管財係
広報相談課	管理係　広報係　相談係
情報管理課	管理係　システム企画第一係　システム企画第二係　指導監査係　システム開発・運用係
留置管理課	管理係　指導係　護送係　仙北方面護送係
警　務　課	庶務係　企画第一係　企画第二係　人事係　採用係　給与係
教　養　課	管理係　教養企画係　運転技能指導係　術科指導係
監　察　課	管理係　監察第一係　監察第二係　表彰係　訟務係
厚　生　課	管理係　共済係　福利厚生係
生活安全企画課	庶務係　企画指導監察係　生活安全係　犯罪抑止対策係　営業係　保安係
県民安全対策課	管理係　企画指導係　人身安全対策第一係　人身安全対策第二係　人身安全対策第三係　人身安全対策第四係
少　年　課	管理係　企画指導係　少年安全指導係
生活環境課	管理係　企画指導係　生活経済事犯捜査係　環境犯罪対策係　風俗対策係
サイバー犯罪対策課	管理係　サイバーセキュリティ推進係　サイバー犯罪事件指導係　サイバー犯罪捜査係　サイバー犯罪解析係
地　域　課	庶務係　企画指導監察係　職務質問指導係　雑踏警備・保安災害係
通信指令課	管理係　企画指導係　指令第一係　指令第二係　指令第三係
機動警ら隊	管理係　指導係　特別機動警ら係　警ら第一係　警ら第二係　警ら第三係
鉄道警察隊	管理係　企画指導係　警ら第一係　警ら第二係　警ら第三係
刑事総務課	庶務係　企画監察係　指導第一係　指導第二係　公判対策係　手配共助係
捜査第一課	管理係　企画指導係　強行犯第一係　強行犯第二係　強行犯第三係　特殊犯係　検視係
	管理係　企画指導係　特別捜査第一係　特別捜査第二係

捜査第二課	告訴・告発捜査係　経済特別捜査係	
捜査第三課	管理係　企画指導係　盗品係　盗犯係　組織窃盗犯係	
鑑識課	管理係　指導係　写真係　指紋係　足痕跡係	
捜査支援分析課	管理係　企画指導係　統計・手口係　追跡捜査係　情報分析・支援係　技術支援係	
機動捜査隊	管理係　企画指導係　捜査第一係　捜査第二係　捜査第三係	
科学捜査研究所	管理係　企画指導係	
	法医科	法医係
	化学科	化学係
	工学科	工学係
	人文科	文書係　心理係
組織犯罪対策第一課	庶務係　企画指導監察係　犯罪収益対策係　情報分析・資料係　組織犯罪対策係　暴力団排除・行政処分係	
組織犯罪対策第二課	管理係　企画指導係　捜査第一係　捜査第二係　捜査第三係	
交通企画課	庶務係　企画指導監察係	
交通規制課	管理係　規制第一係　規制第二係　安全施設係	
交通指導課	管理係　企画指導係　交通指導取締係　駐車対策係　交通事件捜査係　暴走族対策係　交通事故捜査係　交通鑑識係	
運転免許課	管理係　企画係　免許係　講習係　試験係　自動車教習所係　電算係　行政処分係	
交通機動隊	管理係　企画指導係　機動取締係　取締支援係	
高速道路交通警察隊	管理係　企画指導係　高速第一係　高速第二係　高速第三係	
公安課	庶務係　企画指導監察係　情報第一係　情報第二係　情報第三係　情報第四係　情報第五係　情報第六係　情報第七係　公安対策係　事件第一係　事件第二係　資料係	
警備課	管理係　企画実施係	
外事課	管理係　情報第一係　情報第二係　情報第三係　事件係	
機動隊	管理係　企画係　訓練係　装備係	
警察学校	庶務科	庶務係
	教務科	教務係
	学生科	学生係

	術科指導科	術科指導係

別表第１の２（第２条関係）

課等	組織	係の名称
総務課	宮城県警察公安委員会補佐室	公安委員会係
	宮城県警察取調べ監督室	取調べ監督係
会計課	宮城県警察監査室	監査係
装備施設課	宮城県警察自動車整備工場	整備係
広報相談課	宮城県警察音楽隊	管理係　装備係　演奏係
情報管理課	宮城県警察照会センター	照会係
警務課	宮城県警察犯罪被害者支援室	被害者支援係
厚生課	宮城県警察健康管理センター	健康管理係　保健指導係
少年課	宮城県警察少年事件特別捜査隊	少年事件係
	宮城県警察少年サポートセンター	少年補導・サポート係
捜査第一課	宮城県警察性犯罪特別捜査隊	性犯罪捜査係
鑑識課	宮城県警察機動鑑識隊	機動鑑識第一係　機動鑑識第二係　機動鑑識第三係
組織犯罪対策第一課	宮城県警察暴力特別捜査隊	特別捜査第一係　特別捜査第二係
	宮城県警察特殊詐欺対策室	特殊詐欺対策係　特殊詐欺捜査係　特殊詐欺連合捜査係
組織犯罪対策第二課	宮城県警察通訳センター	通訳・翻訳係
交通企画課	宮城県警察交通事故総合分析室	事故分析係　安全係　自転車総合対策係
交通規制課	宮城県警察交通管制センター	管制係
交通指導課	宮城県警察交通反則通告センター	反則通告係
運転免許課	宮城県警察高齢運転者等支援室	高齢運転者支援係　運転適性相談係
	宮城県警察石巻運転免許センター	管理係　免許係　試験係　講習係
	宮城県警察古川運転免許センター	
	宮城県警察仙南運転免許センター	
	宮城県警察警衛警護室	警衛警護係

警　　備　　課	宮城県警察災害対策室	災害対策係
	宮城県警察航空隊	飛行係　整備係　通信・特務係
	宮城県警察全国育樹祭警衛対策室	総務係　警備第一係 警備第二係　交通係
外　　事　　課	宮城県警察国際テロリズム対策室	国際テロリズム対策第一係　国際テロリズム対策第二係

別表第１の３（第２条関係）

課　　等	分　駐　隊	係　　の　　名　　称
高速道路交通警察隊	仙台東分駐隊	高速第一係　高速第二係　高速第三係
	石巻分駐隊	
	気仙沼分駐隊	
	古川分駐隊	
	川崎分駐隊	

別表第１の４（第２条の２関係）

所　　属	係　　の　　名　　称
庶　務　課	企画調整係

別表第２（第３条関係）

警察署名	課	係　の　名　称
仙台中央	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　営業保安係　少年・生活安全捜査係　歓楽街対策係
	地　域　課	地域係　自動車警ら第一係　自動車警ら第二係　自動車警ら第三係
	刑事第一課	捜査庶務係　地域指導係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係　知能犯係　組織犯罪対策係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係　許認可係　特別交通対策係
	警　備　課	警備係　警備事件係　実施係
仙台南 仙台北 仙台東 泉	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　営業保安係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら第一係　自動車警ら第二係　自動車警ら第三係
	刑事第一課	捜査庶務係　地域指導係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係　知能犯係　組織犯罪対策係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係　許認可係
	警　備　課	警備係
若　林	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　営業保安係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら係
	刑事第一課	捜査庶務係　地域指導係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係　知能犯係　組織犯罪対策係

	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係　許認可係
	警　備　課	警備係
塩　　釜	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　営業保安係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら係
	刑事第一課	捜査庶務係　地域指導係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係　知能犯係　組織犯罪対策係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
岩　　沼	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら係
	刑　事　課	捜査庶務係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
大　　和	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら係
	刑　事　課	捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係

石　　巻	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　営業保安係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら第一係　自動車警ら第二係　自動車警ら第三係
	刑事第一課	捜査庶務係　地域指導係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係　知能犯係　組織犯罪対策係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
気仙沼	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係
	刑　事　課	捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係　免許係
	警　備　課	警備係
佐　　沼	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係
	刑　事　課	捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
河北 南三陸	警務会計課	警務会計係　相談係　被害者支援係　留置管理係
	生活安全課	生活安全係
	地　域　課	地域係
	刑　事　課	捜査係　鑑識係
	交　通　課	交通係
	警　備　課	警備係

古　　川	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　営業保安係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係　自動車警ら係
	刑　事　課	捜査庶務係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
遠　　田 築　　館	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係
	地　域　課	地域係
	刑　事　課	捜査係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
大 河 原	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係　少年・生活安全捜査係
	地　域　課	地域係
	刑　事　課	捜査庶務係　捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
白　　石	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係
	地　域　課	地域係

	刑　事　課	捜査第一係　捜査第二係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係
登若鳴加角亘　米柳子美田理	会　計　課	会計係
	警　務　課	警務係　相談係　被害者支援係　留置管理係
	生活安全課	生活安全係
	地　域　課	地域係
	刑　事　課	捜査係　鑑識係
	交　通　課	交通指導係　交通事故捜査係
	警　備　課	警備係

別表第３（第３条関係）

課	所　　掌　　事　　務
会　計　課	警察本部の総務部会計課及び同部装備施設課（施設企画係、営繕係及び管財係に限る。）の所掌に関する事務
警　務　課	警察本部の総務部（会計課の所掌事務を除く。）及び警務部の所掌に関する事務（留置管理課を置く警察署にあっては、警察本部の総務部留置管理課の所掌に関する事務を除く。）
警務会計課	警察本部の総務部及び警務部の所掌に関する事務
留置管理課	警察本部の総務部留置管理課の所掌に関する事務
生活安全課	警察本部の生活安全部の所掌に関する事務
地　域　課	警察本部の地域部の所掌に関する事務
刑事第一課	警察本部の刑事部（刑事第二課の所掌事務を除く。）の所掌に関する事務
刑事第二課	警察本部の刑事部捜査第二課、同部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課及び同局組織犯罪対策第二課の所掌に関する事務
刑　事　課	警察本部の刑事部の所掌に関する事務
交　通　課	警察本部の交通部の所掌に関する事務
警　備　課	警察本部の警備部の所掌に関する事務

別表第４（第１１条関係）

１　門標の様式

⑴　警察署用

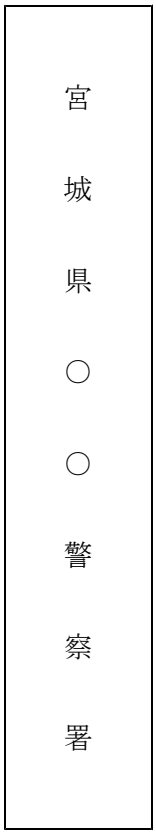

⑵　交番用

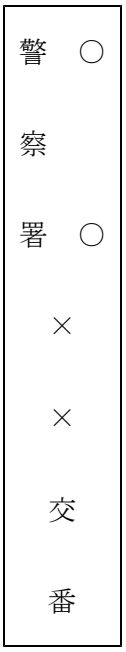

⑶　駐在所用

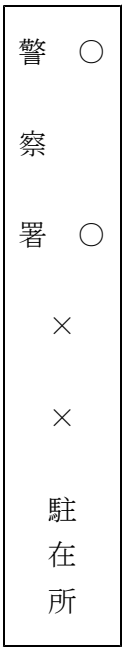

⑷　その他の派出所用

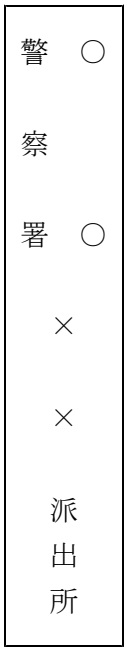

備考　それぞれ門標を掲げる組織に応じて警察署名等を記入する。

２　門標の規格

門標の区分	縦	横
警　察　署　用	１５０センチメートル	３０センチメートル
交　　番　　用	１００センチメートル	２５センチメートル
駐　在　所　用	１００センチメートル	２５センチメートル
その他の派出所用	１００センチメートル	２５センチメートル